

事業所等運営に関する 注意事項等について

令和5年3月

岐阜市 障がい福祉課 指導係

目次

- 虐待の防止・身体拘束等の禁止
- 経過措置に関する事項について
- 定員の遵守
- 事故発生時の対応等
- 災害時情報共有システム
- 業務継続計画（BCP）
- 安全計画の策定等
- 送迎用車両への安全装置の装備等について
- 業務管理体制

《その他》

- ◆事業所運営に関する注意事項（指導係資料②）
- ◆変更届等に関する必要書類について（指導係資料③）

《虐待の防止》

▶ 新たに義務化された主な内容（令和4年4月～）

- ① 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的（年1回以上）に実施**すること。
- ② 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催**するとともに、**その結果について、従業者に周知徹底**を図ること。
- ③ 虐待防止責任者を設置すること。

▶ 虐待防止委員会について

- ・ 役割 ⇒ 虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討
- ・ 開催 ⇒ 少なくとも1年に1回以上開催
(身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営してもよい)

※ 「虐待防止委員会及び身体拘束適正化検討委員会の設置等の義務化について（通知）」
(令和4年5月11日 岐阜市福障号外) も参照してください。

《身体拘束等の禁止①》

- ①利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、
 - ②緊急やむを得ない場合を除き、
- ⇒ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（＝身体拘束等）を行ってはならない。

➤ 身体拘束等とは

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ③点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ④行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 など

※身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ推進作成会議」）より

《身体拘束等の禁止②》

▶ 新たに義務化された主な内容（令和4年4月～）

- ① 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的（年1回以上）に実施**すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的**に開催するとともに、**その結果について、従業者に周知徹底**を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。

◎ 「身体拘束等の適正化のための指針」に盛り込む項目

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

《経過措置に関する事項について①》

(1) サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

H30年度以前の旧体系の基礎研修修了者

・令和5年度末までに、更新研修を受けることで、継続できる。

R1年度～R3年度の基礎研修修了者

⇒ 基礎研修修了者となった日から3年が経過するまでは、みなし配置が可能。



※基礎研修修了から3年以内に実践研修の受講を！

《経過措置に関する事項について②》

(2) 障害児通所支援事業における「**障害福祉サービス経験者**」について

【令和5年3月31日まで】

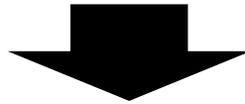
⇒ 「児童指導員又は保育士」の員数に加えることができる。

※令和5年4月1日からは、員数に加えることができなくなります。

《定員の遵守①》

⇒利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

○「災害、虐待、地域の社会資源の状況等からやむを得ない場合」を除く。



(障害児通所支援について)

⇒厚生労働省から事務連絡が発出されている。

「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日）」

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 事務連絡)

《定員の遵守②》

「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日）」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 事務連絡）

- ◆原則として、利用定員を超えてサービス提供を行ってはならない。
- ◆利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。



【会計検査院の検査で】

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が確認された。

《定員の遵守③》

「**障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日）**」

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 事務連絡）

⇒（定員を超過して利用者を受け入れている事業者）

毎月の請求にあたり、「**障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート（別添）**」で確認をする。

※岐阜市からも通知を発出しています。

「**障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年8月22日）**」

⇒必要があれば、定員の増員等の検討を！！

《事故発生時の対応等》

《事故・事件報告書（事業者→岐阜市）について》

【報告が必要な場合（主なもの）】

- ・ 医療機関を受診または入院した場合（事業者側の過失の有無は問わない）
- ・ 従業員の法令違反や不祥事が発生した場合（送迎時の交通事故など）

⇒詳しくは「**事故・事件発生時の報告取扱い基準**」を参照。

【「事故・事件発生時の報告取扱い基準」及び「事故・事件報告書様式」の掲載場所】

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004765/1004767.html>

岐阜市トップページ > 健康・福祉 > 障がい福祉 > 障がい福祉事業所の方へ > 指定障害福祉サービス事業所の指定手続き > 障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続き > 事故、事件発生時の報告について

《災害時情報共有システム》

▶ 災害時情報共有システムとは？

- ① 災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステム。
- ② 国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被災状況を簡単に知らせることができる。

※ 「災害時情報共有システムのメールアドレスの登録について」

（令和4年12月1日 岐阜市福障号外） → **メールアドレスが未登録の事業所は登録を！**

・ 障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板

（システム紹介・説明動画・操作説明書等）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/>

《業務継続計画（BCP）①》

➤ 業務継続計画（BCP）とは？（※令和6年3月31日までは、努力義務）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、**サービス提供を継続的に実施するため、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させる（非常時の体制で早期の業務再開を図る）**ための計画
- ② （策定したら）従業員に対する周知・必要な研修・定期的な訓練の実施が必要

➤ 参照するガイドラインについて

- ① 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000752361.pdf>
- ② 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>

《業務継続計画（BCP）②》

《感染症に係る業務継続計画》

a 平時からの備え、b 初動対応、c 感染拡大防止体制の確立 を記載する。

- ・参考（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

（研修動画・ひな形等）

《災害に係る業務継続計画》

a 平常時の対応、b 緊急時の対応、c 他施設及び地域との連携 を記載する。

- ・参考（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

（ひな形等）

《安全計画の策定等》

◆省令の改正により、以下の点が義務付けられた。【指定障害児通所支援事業者】
(令和6年3月31日までは努力義務)

- ①障害児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講ずる。
(事業所の設備の安全点検・安全に関する指導・従業員の研修及び訓練等に関する事項を定める)
- ②従業員に安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的実施する。
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組等について周知する。
- ④定期的に安全計画を見直し、必要に応じ変更する。

⇒ 厚生労働省から、通知等があり次第、連絡いたします。

《送迎用車両への安全装置の装備等について①》

◆省令の改正により、以下の2点が義務付けられた。（内容は次ページ以降に記載）

①障害児の自動車への乗降車の際に、**点呼等の方法により障害児の所在を確認**する。

【対象施設：指定障害児入所施設・指定障害児通所支援事業所】

②**送迎を目的とした自動車に安全装置**（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置）**を備え**、降車時の所在確認をする。

【対象施設：指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）・放課後等デイサービス事業所】

※対象施設は、障害福祉関係分について記載。

※施行期日：令和5年4月1日（②については経過措置あり）

《送迎用車両への安全装置の装備等について②》

①障害児の自動車への乗降車の際に、**点呼等の方法により障害児の所在を確認**する。

【対象施設：指定障害児入所施設・指定障害児通所支援事業所】

✓（所在確認は、）送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象。

✓ 安全管理マニュアルの作成

→「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房他）を参考に、各事業者で既存のマニュアルに追加・マニュアルを見直しする等してください。

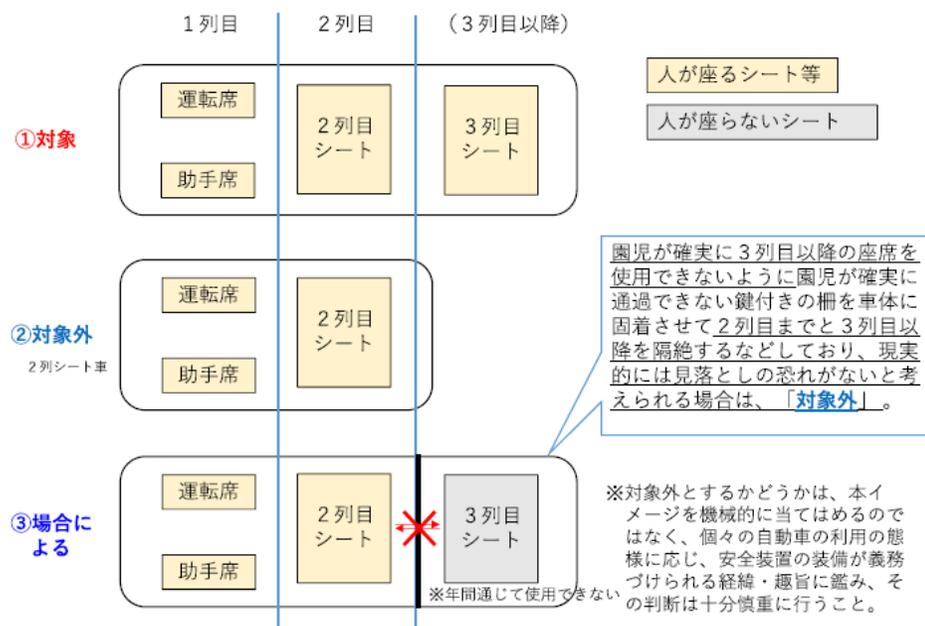
※管理者のみでなく、全職員が共通意識を持って取り組むこと。

《送迎用車両への安全装置の装備等について③》

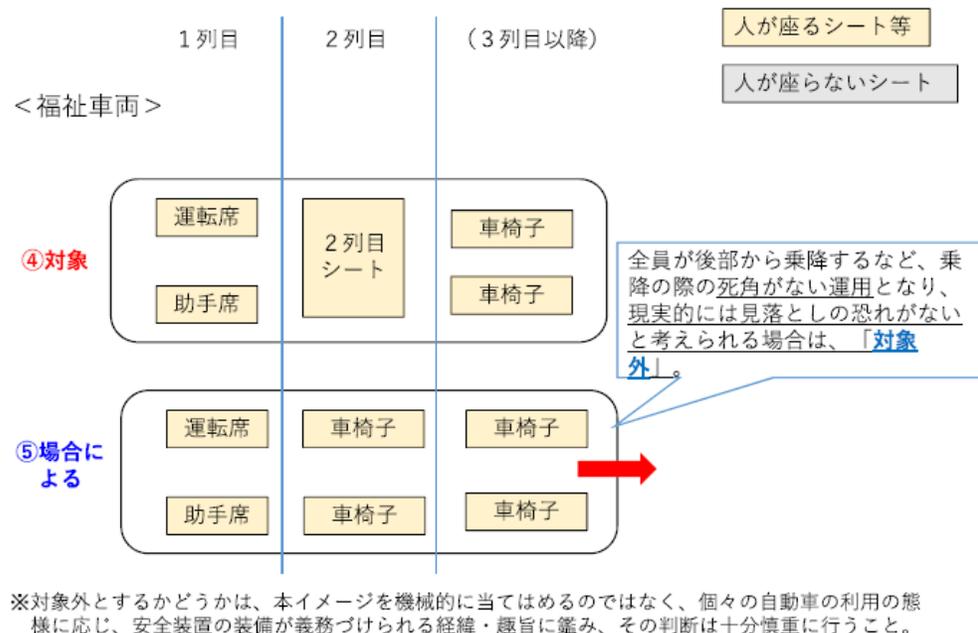
②送迎を目的とした自動車に安全装置（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置）を備え、降車時の所在確認をする。

【対象施設：指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）・放課後等デイサービス事業所】

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



《送迎用車両への安全装置の装備等について④》

②**送迎を目的とした自動車に安全装置**（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置）**を備え**、降車時の所在確認をする。

【対象施設：指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）・放課後等デイサービス事業所】

✓ 各事業所における（安全装置の装備が）義務となる自動車については、
「安全装置の装備が義務付けられる送迎用バス等の台数について（調査）」
（令和5年1月11日 岐阜市福祉部障がい福祉課長）で回答いただいたとおり。

✓ 《経過措置あり》

⇒令和6年3月31日まで。

⇒安全装置の装備が困難な場合、代替的な措置（車内の園児の所在の見落としを防止する）を講ずる。

《送迎用車両への安全装置の装備等について⑤》

②**送迎を目的とした自動車に安全装置**（ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置）**を備え**、降車時の所在確認をする。

【対象施設：指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）・放課後等
デイサービス事業所】

《安全装置について》

- ・国土交通省において、技術要件等をまとめたガイドラインを策定。
- ・ガイドラインに適合した装置のリストを内閣府が作成し、公開している。

⇒装備する安全装置は、内閣府のリストから選定する。

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>)

※安全装置の購入費（装置・機器の運搬費、設置・据え付け費）等について、国の補助があります。

（上限額あり）。補助に関する申請等については、国から連絡が届き次第、通知させていただきます。

《業務管理体制①》

➤ 指定障害福祉サービス事業者等

⇒ 法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務となっている。

➤ 具体的な整備の内容（事業所の数により異なります。）

事業所の数	1～20未満	20～100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行の状況の監査を定期的に実施

《業務管理体制②》

▶ 業務管理体制の届出先

区分	届出先
事業所等が岐阜市のみにある事業者 (※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)	岐阜市
事業所等が岐阜市及び岐阜県内の市町村にある事業者	岐阜県
事業所等が2以上の都道府県にある事業者	厚生労働省

▶ 《参考》

岐阜市ホームページ 「業務管理体制の整備に関する届出」 (概要及び届出様式など)

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004763.html>

健康・福祉 > 障がい福祉 > 障がい福祉事業所の方へ > 業務管理体制の整備に関する届出

※業務管理体制における一般検査(書面検査)を実施する場合があります。

その場合は通知を行いますので、書面の提出をお願いします。